

災害用井戸・湧水に関する Q&A

Q 1 災害用井戸・湧水とはどのようなものですか。

令和6年能登半島地震では、上下水道が大きな被害を受け、長期にわたり断水が継続したことから、生活用水の確保が課題となりました。そのような中、被災した一部地域においては、住民の声かけ等により、井戸水や湧水が自発的に開放され、生活用水に活用されたことから、災害時の代替水源としての重要性が改めて認識されました。

こうした背景をふまえ、災害発生時には、本市においても生活用水の確保が困難になる可能性が考えられることから、ご厚意で井戸水（湧水）を提供していただける方を募り、その所在地を広く周知することで、災害時の代替水源確保を目的とするものです。

Q 2 個人・法人問わず誰でも登録できますか。

登録可能です。

ただし、登録の方法がそれぞれ異なりますので、手順についてはQ5をご参照ください。

Q 3 登録する井戸に要件はありますか。

3つの要件を満たすものが災害時協力井戸として登録できます。

《登録の条件》

- (1) 災害時に無償で井戸水・湧水を一般に提供すること。
- (2) 井戸・湧水の位置情報を公表することが可能であること。
- (3) 井戸・湧水が使用可能な状態にあること。

Q 4 井戸の動力や設置場所によって登録の制限はありますか。

ありません。

申出書に「くみ上げ方式」や「どこに設置されているか」等を記載していただきますが、それによって登録を制限するものではありません。

Q 5 申出から運用（登録）開始までの手順はどうなっていますか。

運用開始までの概要は、下記のとおりとなります。

【個人所有の井戸・湧水の場合】

「日光市災害用井戸・湧水登録申出書」の提出又は電子申請（井戸所有者から市へ提出）

↓

「現地確認」の実施 ※現地での立会いをお願いします。

↓

「災害用井戸・湧水登録適否決定通知書」、「災害時掲出用標識」の交付（市から井戸所有者へ送付）

↓

「公表」（市ホームページに井戸・湧水所在地を掲載、または井戸・湧水所在地の自治会・自主防災組織等へ登録情報をお知らせ）

↓

運用の開始 ※災害発生時に井戸や湧水を一般に開放するかどうか、また開放時間については、所有者様ご自身でご判断いただくことができます。

【法人所有の井戸・湧水の場合】

「登録の申出」（企業等から市へ電話等で連絡）

↓

「登録に向けた協定締結に係る協議」（協定の内容については企業等の実情に応じ、個別に対応いたします。）

↓

「現地確認」※現地での立会いをお願いします。

↓

「協定締結」

↓

「公表」（市ホームページに井戸・湧水所在地を掲載、または井戸・湧水所在地の自治会・自主防災組織等へ登録情報をお知らせ）

Q6 井戸所有者に何かメリットはありますか。

特段メリット等はないと考えます。

ただし、ご厚意により井戸・湧水を登録いただくことで、災害時の「助け合いの精神」がより促進され、また、地域における「防災力の向上」が期待できるものと考えます。

Q7 電動ポンプ汲み上げのため、停電時は使用できませんが、登録はできますか。

登録できます。

電力が復旧し、井戸設備等が安全に使用できる場合にはご協力いただきたいと思います。

Q8 登録後、井戸水が出なくなった場合にはどうすればいいですか。

市へ「日光市災害用井戸・湧水登録（変更・解除）申出書」を提出していただければ、登録の解除をさせていただきます。

Q9 自分で水質検査をしていないので、水質が心配ですが、登録できますか。

登録できます。

水質等を理由に普段から飲用していない場合でも、飲用以外（トイレや清掃等）の生活用水として使用することができますので、登録は可能です。

Q10 井戸（設備等）が壊れていますが、登録した場合、市で修理をしてもらえますか。

市で修理はできません。

本制度は、既設の井戸でそのままの状態で使用できる井戸を登録してもらうものです。

修理については、登録前も登録後についても、井戸の所有者の方において行っていただきます。

Q11 登録後に井戸（設備等）が壊れてしまいましたが、市で修理をしてもらえますか。

市で修理はできません。

本制度は井戸所有者の方のご厚意で成り立つものであり、市から修理費用等の措置はありません。

Q12 配水中に井戸（設備等）が壊されてしまいました。市で修理をしてもらえますか。

市で修理はできません。

所有者の方と使用者（原因者）にて協議いただき、対応していただきますようお願いいたします。

Q13 井戸の修理等に関して、何か補助金等がありますか。

ありません。

本制度は井戸所有者の方のご厚意で成り立つものであり、市から補助金等の措置はありません。

Q14 登録すると情報が公表されてしまうのですか。

災害用井戸・湧水の登録情報については、大規模災害発生時に活用できるよう、平時から公表します。

なお、公表の範囲については、「①市ホームページに井戸・湧水所在地を掲載」、または「②井戸・湧水所在地の自治会・自主防災組織等へ登録情報をお知らせ」の2つからお選びいただけます。①を選択した場合は、市ホームページに井戸の所在地のみが掲載され、所有者の住所・氏名・連絡先等は公表されません。②を選択した場合は、井戸の所在地に加え、所有者の住所・氏名・連絡先を自治会・自主防災組織等へ提供します。

Q15 登録時に交付される災害時掲出用標識の使い方・掲出のタイミングを教えてください。

登録時に、下のような「簡易標識」をお配りしますので、災害による断水発生時には、災害用井戸・湧水の付近に掲示していただきます。※井戸（湧水）所有者の方の実情に合わせ、利用可能時間は設定可能です。任意の時間を記入しご利用ください。

災害用井戸・湧水登録の家
生活用水として井戸水・湧水を提供しています。 どなたでもご利用いただけます。 飲水不可。
利用可能時間 午前・午後 時から午前・午後 時

Q16 登録された井戸は誰でも使えるのですか。

基本的には、近隣住民の方の使用を想定していますが、誰でも使用することができます。

本制度は井戸所有者の方のご厚意と災害時の助け合いの精神を基本理念としているため、被災し、市民であること等は問わず、生活水に困っている方であれば、どなたでも使うことができます。

Q17 どのような場合に登録された井戸を使うことができるのですか。

地震等の大規模災害が発生したことにより、「断水が生じた場合」が基本となります。

なお、有事の際に市が井戸所有者の方に個別の提供要請を行うことは基本的にありません。

災害用井戸・湧水の開放は、所有者の方の判断により決定し、皆さまに利用していただくこととなります。また、使用開始時等に市への連絡は不要です。

Q18 井戸水を提供する時の費用負担はどうなりますか。

井戸所有者の方に負担いただきます。

本制度は、登録者のご厚意と災害時の助け合いの精神を基本理念としているため、井戸水の費用と（井戸水の）提供にかかる費用（電動ポンプの電気代等）については、所有者の方にご負担いただくこととなります。

同様に使用者から料金を徴収することは想定していません。

Q19 実際に井戸水を提供する時は、どうすればよいですか。

井戸所有者の方が判断・指定した方法で実施してください。

井戸水の提供に際しては、できる限り公正・公平性に準拠するようご配慮等いただき、提供の時間、立会いの有無、量のルール等については、所有者の方の判断をもって実施してください。なお、井戸水の提供に際して、市職員等が立会い等することはありません。

Q20 配水にかかる容器（給水袋、バケツ等）は誰が準備するのですか。

提供を受ける方（利用者）がご準備ください。

提供に必要な器具や容器（バケツ、ポリ容器、袋等）については、利用者の方にて準備等いただき、提供を受けてください。

あらかじめ、井戸所有者の方や市で配水用の器具や容器を備えるものではありません。

Q21 登録された後は何かしなければならないことはありますか。

特に何もありません。

これまで同様に普段から井戸を使用等いただき、適正に維持管理に努めていただくようお願いいたします。

Q22 災害時に必ず使えるという保証はありませんが、登録できますか。

登録できます。

特に、地震等の発生後は、地震動による井戸枠の破損や地殻変動にともなう水脈の変化等が発生し、例えば、これまで澄んでいた水が濁ってしまったり、水が枯れてしまったりすることも考えられます。本制度の趣旨は、登録いただいた井戸が「災害発生時に使用できる状況であれば、使用させていただく」というものですので、登録に際して、予め井戸を補強する工事を実施することや予備のポンプを導入いただく等の災害対応のための準備等をしていただく必要はありません。現在、取水できれば、そのままの状態です。

同時に、登録にともない災害時における取水を所有者の方に保障いただくものではありません。

Q23 飲用し、健康被害等が発生した場合、誰が責任を取るのですか？

飲用された方、利用された方個人の責任となります。

本制度の趣旨として、基本的に井戸水を飲用以外の生活用水（掃除、洗濯、トイレ等）に使用することを想定しています。